

『新事業や企業再建等に取り組む方を支援します』

挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)

創業・新事業や企業再建等に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行う方には、資本性資金等の融資を受けることができます。

支援内容

	国民生活事業	中小企業事業
貸付対象者	【主な対象貸付制度】 ①新企業育成貸付（新規開業支援資金等） ②企業活力強化貸付（海外展開・事業再編資金、事業承継・集約・活性化支援資金） ③企業再生貸付（企業再建資金） ④生鮮食品等小売業近代化貸付 ※ 別途、貸付制度ごとの要件あり 【対象要件】 以下のいずれかの要件を満たす必要あり (1)地域経済振興に資する事業 (2)地域社会にとって不可欠な事業 (3)先進性、新規性又は技術力が高い事業	【対象貸付制度】 ①新企業育成貸付（新事業育成資金等） ②企業活力強化貸付（海外展開・事業再編資金、事業承継・集約・活性化支援資金） ③企業再生貸付（企業再建資金） ※ 別途、貸付制度ごとの要件あり 【対象要件】 以下のいずれかの要件を満たす必要あり (1)地域経済振興に資する事業 (2)地域社会にとって不可欠な事業 (3)先進性、新規性又は技術力が高い事業
貸付限度額	1 貸付先あたり 4, 000 万円 （ただし、事業承継・集約・活性化支援資金は別枠で 4, 000 万円）	1 貸付先あたり 3 億円 （ただし、事業承継・集約・活性化支援資金は別枠で 3 億円）
貸付利率	資本性ローン利率 (6.50%~0.90%)	劣後ローン利率 (7.75%~0.40%)
貸付期間	5 年 1 か月以上 15 年以内	5 年 1 か月、7 年、10 年、15 年
担保・保証人	無担保・無保証人	無担保・無保証人

(注) 本特例の資金は、金融検査上自己資本とみなすことができます。

法的倒産となった場合、本制度の資金は当該貸付先に対する全ての債権(償還順位が同等以下のものを除く。)に劣後します。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 全国各店舗: <http://www.jfc.go.jp/branch/index.html>

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話: 098-941-1795